

# IASBによるIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正提案に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ 専門研究員 おおたか まこと  
大雄 信

当委員会は、2015年4月に、国際会計基準審議会（IASB）から2014年12月に公表された公開草案「IAS第7号の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントレターを送付している。本公開草案は、開示に関する取組みの一環として、企業の財務活動並びに現金及び現金同等物残高に関する開示の改善を求めた投資者からの要望に対応し、主に次の事項を提案するものである。

- 企業は、キャッシュ・フロー計算書においてキャッシュ・フローが財務活動として分類されたか又は分類されるであろう各項目（資本項目を除く）について、期首及び期末の財政状態計算書における金額の調整表を開示すべきである（本公開草案の第44A項）。
- 追加的な情報が企業の流動性の理解に関連性がある場合には、企業の現金又は現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約（国外の現金及び現金同等物残高の本国への送金の際に生じる税金負債を含む）に関する開示を行う（本公開草案の第50A項）。

当委員会からのコメントレターにおいては、開示に関する取組みを支持するとして、以下の理由から、本公開草案の第50A項の提案に対して概ね同意する一方、本公開草案の第44A項の提案に対して、再審議プロセスにおいてIASBがより慎重な検討を行うことを提案している。

- 財務活動に分類される一定の項目について金額の調整表を提供する要求事項案（本公開草案の第44A項）：IASBがより広範な文脈において開示要求を検討中であることを考慮すると、開示要求が断片的となり、最適なバランスを達成することができなくなるといった予期せざる帰結が生じるリスクを回避するため、提案されている要求事項は、全体的なパッケージにおいて検討すべきである。
- 企業の流動性に関する追加的な情報を提供するという要求事項案（本公開草案の第50A項）：利用者に対してアウトリーチを行った際に、本提案に対して支持が示された。これは、利用者が、資金の制約の影響は彼らが企業への将来の正味キャッシュ・インフローを評価するために（特に、企業の流動性の評価にとって）重要であると考えているからである。

なお、上記の提案及び懸念を除き、経過措置、及びIFRSタクソノミに関する質問に対しては、特段のコメントはない。